

平成28年6月14日
国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

【記者発表資料】

大雨や暴風等に伴う通行規制について(お知らせ)

鹿児島国道事務所が管理する国道では、大雨や暴風などによる土砂崩れや落石および越波の恐れがある箇所について、過去の記録などをもとに「通行止め」などを行うための通行規制基準を定めています。

今年度も、道路を利用する方々の安全を確保するため、この基準により下記区間を「通行止め」しますのでお知らせします。

なお、迂回路については、通行規制を行う際に事務所ホームページにてお知らせしますので今後ご協力をお願いします。

通行規制区間 (別紙を参照)

	路線	規制区間名	規制区間	区間延長
①	国道10号	竜ヶ水	鹿児島県始良市重富～鹿児島市吉野町磯	11.3km
②	国道225号	川辺	鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元影原	3.8km
③	国道10号	鳥越トンネル	鹿児島市吉野町磯～鹿児島市稲荷町	1.0km
④	国道10号	白浜	鹿児島県始良市白浜	1.0km
⑤	国道226号	喜入	鹿児島市喜入前之浜	1.0km

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099)216-3111(代表)

技術副所長

管理第一課長

鹿児島国道事務所管内の通行規制箇所図

